

授業料免除について

1 授業料の免除対象となる者

- (1) 学資負担者（原則として同一世帯の父母）が生活保護法に規定する被保護者となった場合
 (2) 成績評価において累積GPAの値が2.00以上である者で、かつ学資負担者（原則として同一世帯の父母）が、①～③に該当する者
- ① (1)の被保護者に準ずる程度に困窮している場合(市町村民税所得割額2万円以下のもの)
 ② 6ヶ月以上の疾病、生業の不振又は失業のため、(1)の被保護者に準ずる程度に生計が著しく不良となった場合
 ③ 申請期日から6カ月以内の災害（震災、風水害、火災等）により家屋が全壊又は半壊、全焼又は半焼した場合
- (3) 外国人留学生であって、成績評価において累積GPAの値が2.00以上である者で、経済的理由により授業料の納付が困難である場合(※学力基準のみ平成30年度前期授業料は適用外)

2 免除額

上記(1)に該当するとき………全額（前期267,900円）または半額（前期133,950円）
 →成績評価において累積GPAの値が2.00以上の場合は全額となります。
 上記(2)または(3)に該当するとき………半額（前期133,950円）

3 注意事項

- (1) 学則第15条に規定する修業年限の期間を超えて在学している場合は、免除の対象としません。ただし、休学期間はこれに算入しません。
 (2) 審査の過程で提出書類では状況が判断できないときは、事情の聴取及び事情の確認できる書類の追加提出を求めることがあります。
 (3) 書類は郵送でも受け付けます。ただし特定記録郵便等、配達記録が残る方法で提出してください。

4 提出書類一覧

		①	②	③	④
		授業料免除 (兼徴収猶予)申請書	世帯全員(※1) の住民票	学資負担者の課 税証明書(※2)	その他
全額免除申請者		○	○		○：生活保護受給証明書
半額免除申請者	経済的要因	○	○	○	
	申請期日前6カ 月以上の疾病、生 業不振	○	○	○	○：申請内容を証明するもの (※4)
	申請期日から6 カ月以内の被災	○	○	○	○：申請内容を証明するもの (※4)
	外国人留学生	○	○(※3)	○(※3)	○：母国証明書の日本語訳

※1：世帯全員とは学資負担者と同一生計の世帯全員を指します。

※2：課税証明書の提出対象者は学資負担者です。専業主婦や無職の場合も必要です。

学資負担者が単身赴任等により別居している場合も提出してください。

※3：母国で発行される公的書類及び日本の証明書を取得してください。未提出の場合は申請を認めません。

※4：雇用保険受給証明書や、り災証明書等になります。申請を考えている方は学生支援グループまで事前相談に来てください。

各書類の提出スケジュールは裏面を参照してください。

【在学生】授業料減免スケジュール

○平成30年度前期授業料減免申請書の受付期間は2月5日（月）から3月13日（火）午後5時

○平成30年度前期授業料追加提出書類受付期間は6月18日（月）から7月20日（金）午後5時

		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
授業料徴収・減免全体日程		前期授業料減免受付		前期授業料納入日【26日】 注1		前期授業料減免追加書類受付 後期授業料減免受付		前期授業料減免非該当者の残額納入日【26日】 注1		後期授業料納入日【26日】 注1
前期	全額免除	授業料免除（兼徴収猶予）申請書①と添付書類（②と④）の提出	授業料免除の判定審査→結果通知	成績要件の非該当者は半額納入						
	半額免除	授業料免除（兼徴収猶予）申請書①の提出 ※失業や災害による減免申請は②～④も合わせて提出。 注2		半額納入 注2		追加書類（②と③）の提出	授業料免除の判定審査→結果通知	非該当者は残額納入		
後期	全額免除					授業料免除（兼徴収猶予）申請書①と添付書類（②～④）の提出			授業料免除の判定審査→結果通知（中下旬）	成績要件の非該当者は半額納入
	半額免除					④は該当者のみ ◆前期申請者かつ追加書類を提出したものは、後期申請は①のみ提出				結果通知に従った授業料を納入

※表中の○番号の提出書類について

①：授業料免除（兼徴収猶予）申請書 ②：学資負担者と同一生計の世帯全員の住民票 ③：学資負担者の課税証明書 ④：その他

注1）納入期限日が土・日曜日にあたるときは、翌営業日が納入期限となります。

注2）半額納入日4月26日に納入できない場合は①授業料免除（兼徴収猶予）申請書と一緒に別途、徴収猶予申請書（添付書類も添えて）を期限内（2月5日（月）から3月13日（火）午後5時）に提出してください。